

**岩手弁護士会 主催**

共謀罪法案を考える緊急市民集会

# どこが問題？ 「共謀罪」法案

**2017.5.31 (水)**

**18:00～20:00 (開場 17:30)**

**入場無料**

**アイーナ 8階 804A会議室**



**講師：山下 幸夫** 弁護士

(日弁連共謀罪法案対策本部事務局長)

1962年8月香川県生れ。1989年4月に弁護士登録(東京弁護士会所属)。日弁連共謀罪法案対策本部事務局長、刑事法制委員会事務局長など。編著として、『「共謀罪」なんていない! ?』(合同出版)などがある。

会場：アイーナ (いわて県民情報交流センター)

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号

政府は、今国会において、テロ等組織犯罪準備罪の新設を内容とする組織犯罪処罰法改正案(いわゆる「共謀罪」法案)を成立させようとしています。

しかしながら、この法案は、これまで3度廃案となっている共謀罪法案と本質は変わらず、一般人が捜査の対象になるといった点や、監視社会を招くといった点など、様々な問題点が指摘されています。

そこで、共謀罪が新設されると、我々の生活にどのような影響が出るのか、果たして本当に共謀罪が必要なのか、長年共謀罪法案の問題に弁護士の立場から関わってこられた山下幸夫弁護士をお招きし、山下弁護士のお話を通じて考えていきたいと思ひます。

主催：岩手弁護士会

(お問い合わせ先)

〒020-0022

盛岡市大通一丁目2番1号 岩手県産業会館本館(サンビル)2階

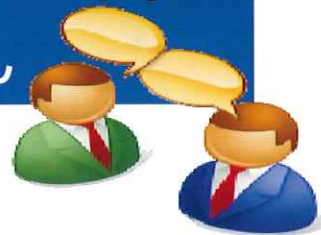
TEL 019-651-5095 (代表)

共催：日本弁護士会連合会

(予定)

# テロ等準備罪は**共謀罪**です

名前を変えてもその危険性は変わりません



対象犯罪は**277**に及びます

政府は2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控える中、テロを含む組織犯罪を未然に防止するためとして、「テロ等準備罪」法案を提出しています。

政府は当初の676の適用対象の犯罪を277に減らしたと説明していますが、**組織犯罪やテロ犯罪と無縁の犯罪が依然として対象**とされています。例えば、楽譜のコピー（著作権法違反）やマンション建設反対の座り込み（組織的威力業務妨害罪）などを計画すると犯罪とされかねません。



**一般市民も対象**となることがあります

政府は、この法案は組織的犯罪集団を適用対象とし、一般市民を対象としないと説明しています。しかし、政府は、もともと正当な活動をしている市民団体でも、性質が一変したと認められるときには組織的犯罪集団に当たるとも説明しています。そして、その**判断は捜査機関**がするのです。



**準備行為**は歯止めになりません

政府は、今回の法案では準備行為を犯罪成立の条件にして歯止めをかけたとしていますが、預金の引き出しなどの日常的行為も準備行為とされるので、**何ら歯止めになりません**。



市民の人権に影響を及ぼしかねない**監視社会**に

計画は、電話、メール、SNSなどでも成立しますから、コミュニケーションの内容を集めることが捜査の手段になります。その捜査は、**通信傍受(盗聴)の拡大**になることが予測されます。市民の人権に影響を及ぼしかねない監視社会にはなりません。

私たちは、新たな共謀罪法案に **反対** します

**JFBA** 日本弁護士連合会